

桜井市

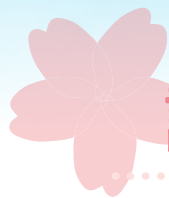
老人保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

概要版

令和3(2021)年3月

桜井市



計画の策定に当たって

1

計画策定の背景

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、令和2（2020）年8月1日現在、3,613万9千人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.7%となっています。今後も高齢者人口は増え続ける見込みであり、団塊の世代すべてが後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年には高齢者は3,677万人（高齢化率30.0%）、第2次ベビーブームに生まれた世代が65歳以上となる令和22（2040）年には3,921万人（高齢化率35.3%）になると予測されています。

本市においても高齢化は進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

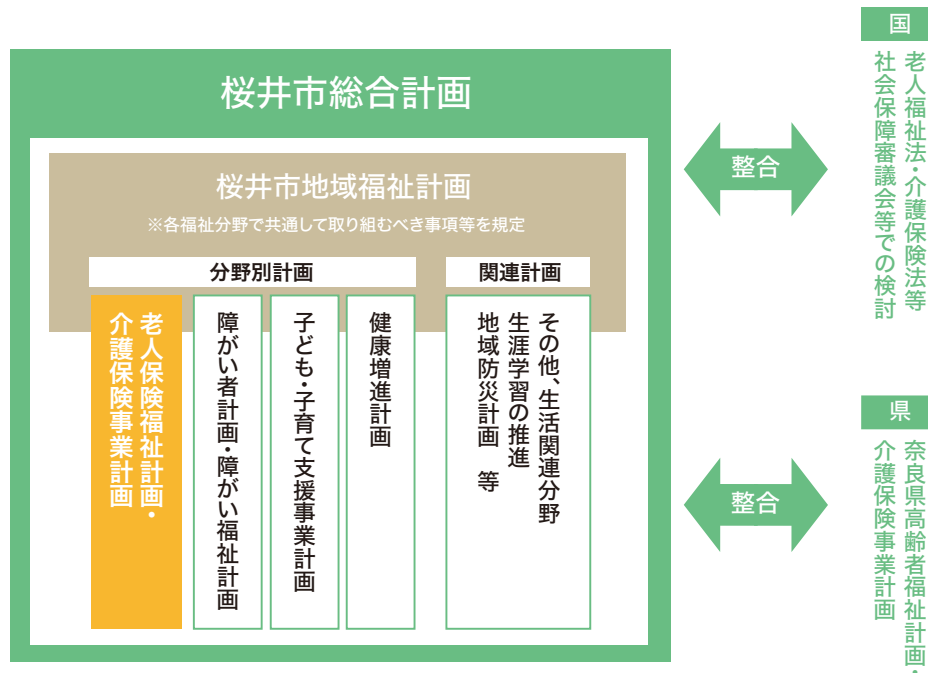
「桜井市老人保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）（以下、「前期計画」という）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

今後も、前期計画での取組を一層深化・推進するとともに、先に示したいいわゆる「2025年問題」や「2040年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化、サービスや地域での支援を支える人材の確保等にも積極的に取り組む必要があります。

新たな計画となる「桜井市老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）（以下、「本計画」という）では、こうした背景を受け、一層の高齢化が進む本市において、「団塊ジュニア世代」が65歳に到達する令和22（2040）年も見据え、地域住民、事業所、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケア」を持続可能な形で深化・発展させていくために策定します。

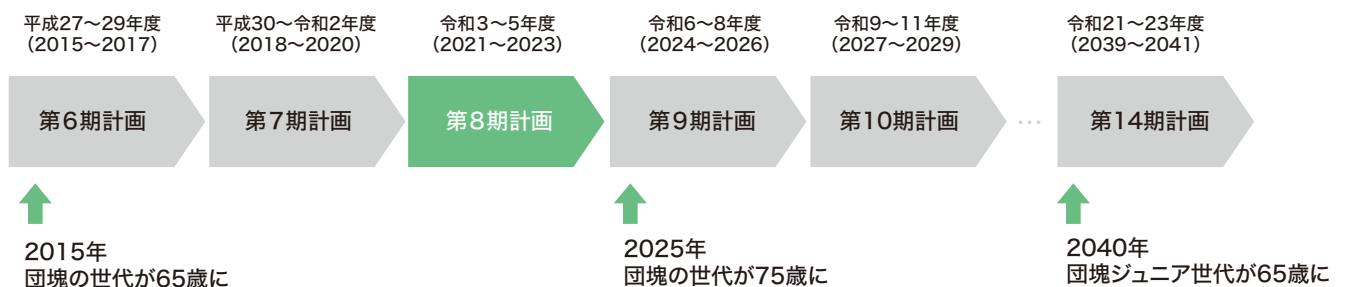
2 計画の位置づけ

「老人保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関して定める計画です。本計画では、両計画を一体的に策定します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和 22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。



4 国の基本指針

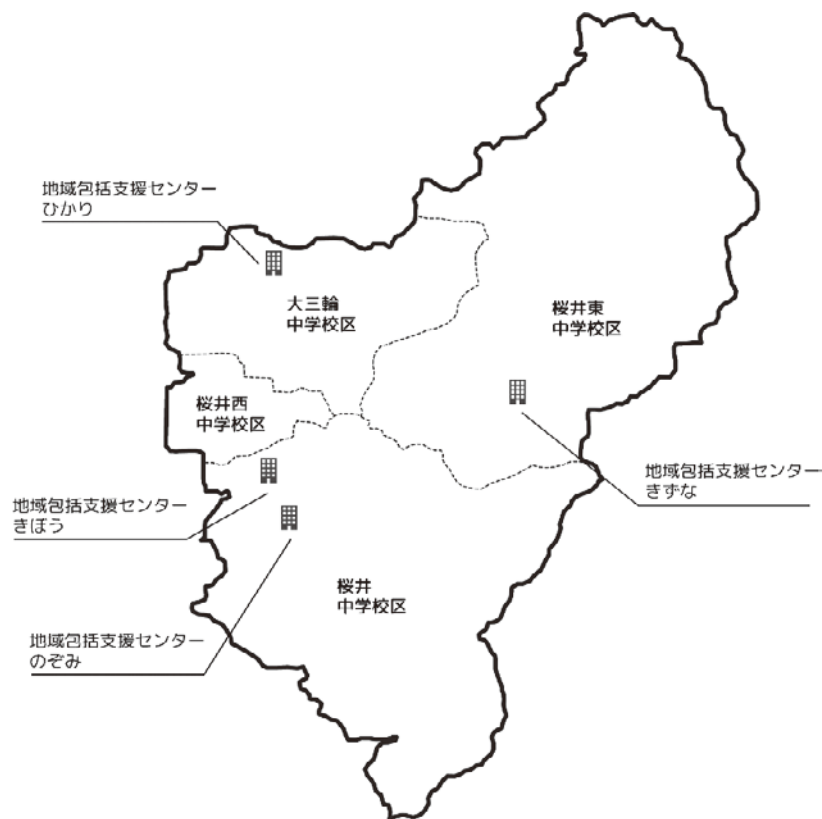
3年ごとの市町村の介護保険事業計画策定に当たっては、国が次期策定に向けての基本指針を示すことが介護保険法第116条により定められています。第8期介護保険事業計画について国の基本指針で示された記載を充実する事項は次表の7項目であり、本市のこれまでの取組と現状・課題に加え、これらの点に留意して計画を策定しました。

基本指針による記載を 充実する事項	内容
1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、 人的基盤の整備	● 2025・2040年を見据えた推計人口等から導かれる介護需要等を勘案したサービス基盤、人的基盤を踏まえた計画の策定
2. 地域共生社会の実現	● 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組
3. 介護予防・健康づくり 施策の充実・推進 (地域支援事業等の効果 的な実施)	● 一般介護予防事業の推進に関する「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」 ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ● 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組 ● 総合事業の対象者や単価の弾力化 ● 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載） ● 在宅医療・介護連携の推進（看取りや認知症への対応強化等） ● 要介護・要支援者へのリハビリテーションの目標 ● PDCAサイクルに沿った推進
4. 有料老人ホームとサー ビス付き高齢者向け住 宅に係る都道府県・市 町村間の情報連携の強 化	● 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 ● 整備に当たって有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案
5. 認知症施策推進大綱を 踏まえた認知症施策の 推進	● 「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進 ● 啓発や地域づくり等、他の分野との連携
6. 地域包括ケアシステム を支える介護人材確保 及び業務効率化の取組 の強化	● 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性 ● 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善等、介護現場革新の具体的な方策 ● 総合事業等の担い手確保に関する取組 ● 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性 ● 文書負担軽減に向けた具体的な取組
7. 災害や感染症対策に 係る体制整備	● 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

本市では、市内の日常圏域を支える基盤（人口規模や介護サービス施設の状況及びその他の福祉施設等の資源）である中学校区を圏域として設定しており、本計画においてもこれまでの圏域の考え方を継承して、各種サービスの充実と地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。



■ 地域包括支援センターの設置状況

名称	中学校区	所在地
地域包括支援センターのぞみ	桜井	桜井市大字阿部 1070
地域包括支援センターきずな	桜井東	桜井市大字出雲 1642
地域包括支援センターひかり	大三輪	桜井市大字辻 53
地域包括支援センターきぼう	桜井西	桜井市大字阿部 323

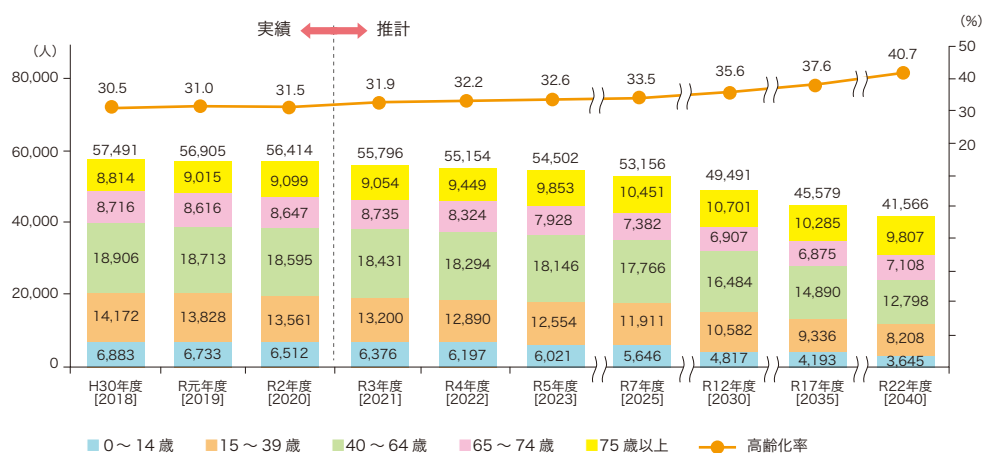
高齢者を取り巻く現状

1 人口の推移と推計

本市の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

令和2（2020）年10月1日時点では、高齢者（65歳以上）は17,746人、高齢化率は31.5%となっています。

今後、高齢化率は中長期的に緩やかな上昇が見込まれますが、特に後期高齢者（75歳以上）数については、令和12（2030）年頃まで増加し、以降も高止まりが予測されています。

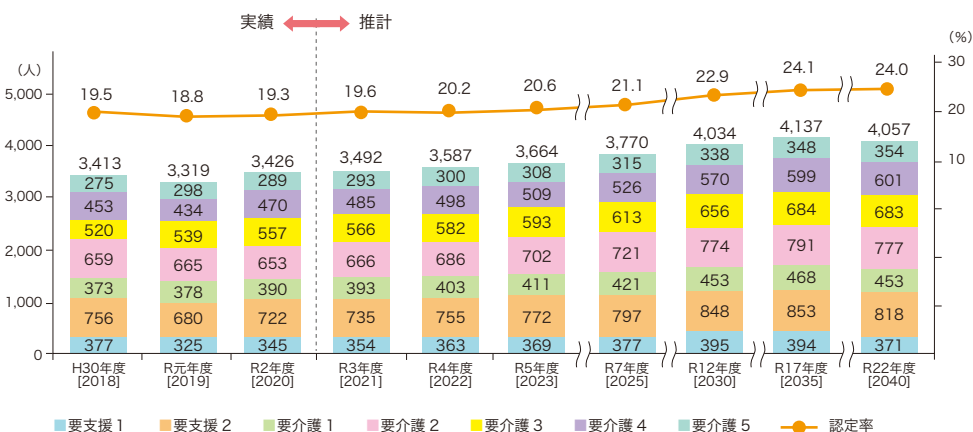


資料：平成30年度～令和2年度：住民基本台帳（各年10月1日時点）
令和3年度～令和22年度：コーホート変化率法による人口推計

2 認定者数及び認定率の推移と推計

認定者数は年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

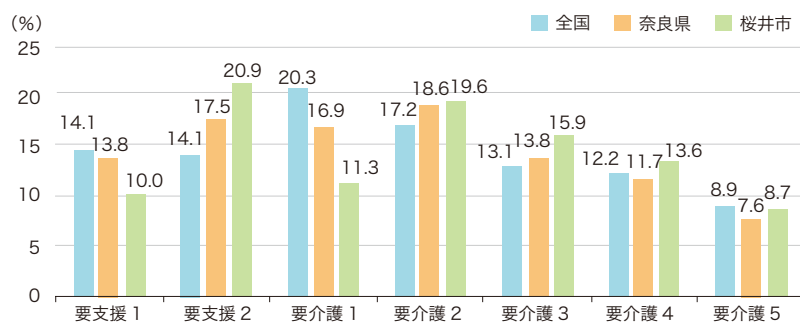
令和2（2020）年9月時点では、認定者数は3,426人、認定率は19.3%となっています。



資料：平成30年度～令和2年度：介護保険事業状況報告（9月月報）
令和3年度～令和22年度：見える化システムによる自然体推計

3 認定者の割合

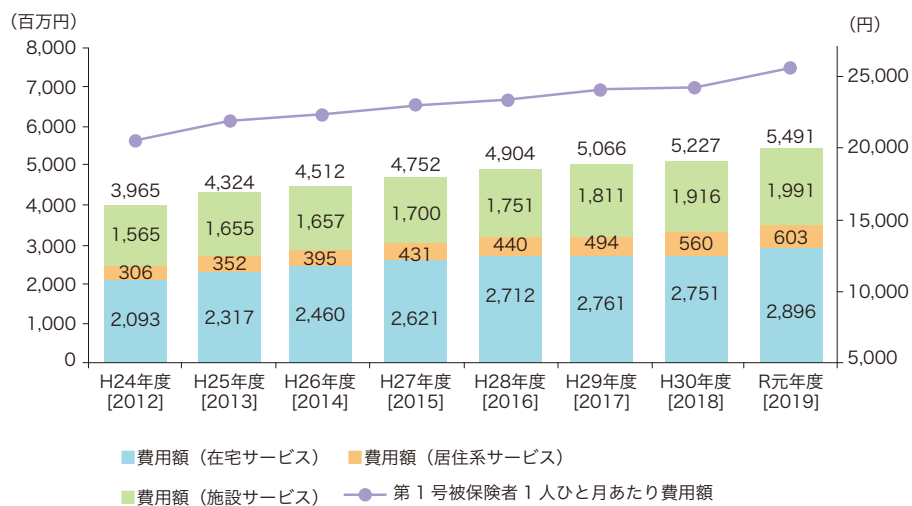
認定者の割合は、全国及び県と比べて、要支援2と要介護2～4で割合が高くなっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（時点）令和元年度

4 介護費用額の推移

介護費用額の総額及び第1号被保険者1人ひと月あたり費用額はそれぞれ増加しています。



資料：平成23年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」令和2年2月サービス提供分まで

計画の理念と体系

1 基本理念



住み慣れた
地域とともに
暮らせるまちづくり



本計画では、前期計画の基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を礎とする「地域共生社会」の実現に向けて、前期計画の基本理念に「住み慣れた」を付け加えて、前期計画から一歩進んだ形で基本理念の達成をめざします。

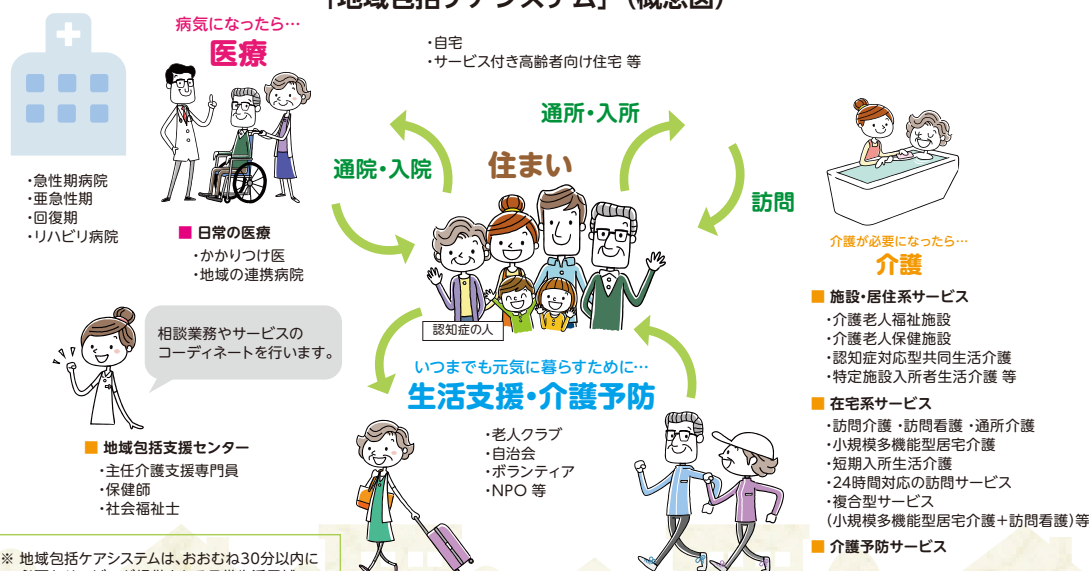
本計画では、この基本理念のもとに従来の施策をさらに充実して展開するとともに、2040年までの介護需要等を勘案したサービス基盤・人的基盤整備や新型コロナウイルス感染症への対応等の新たな視点についても取り組んでいきます。

2 施策目標

介護予防と
地域包括ケアの
更なる推進

本計画は別名「地域包括ケア計画」とも呼ばれるため、高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らし続けられるよう、生きがいづくりや健康づくりの支援、介護予防を推進していきます。また、支援や介護が必要になったときには、安心して「介護」が受けられるよう、保健・医療・福祉の連携と地域の支え合いによる包括的なケア体制の充実に努め、できる限り自立した生活の質の向上を支援します。

「地域包括ケアシステム」(概念図)



基本理念

住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくり

施策目標

介護予防と地域包括ケアの更なる推進

基本目標

基本施策

1

地域包括ケアシステムの
深化・推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 高齢者を支える地域の体制づくり
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 高齢者の住環境の充実

2

健康で生きがいのある
暮らしの推進

- (1) 介護予防と健康づくりの推進
- (2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- (3) 高齢者福祉サービスの展開

3

認知症施策の推進と
高齢者の安全・安心の確保

- (1) 認知症高齢者への支援の充実
- (2) 虐待防止と権利擁護の推進
- (3) 感染症対策と防災・防犯体制の強化

4

介護保険サービスの充実

- (1) 介護保険サービスの充実と質の向上
- (2) 介護保険事業の適正な運営

施策の展開

基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現をめざして、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進に向けた様々な取組を進めます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムを推進するためには、高齢者のニーズや状態に応じたサービスや支え合いが切れ目なく包括的に提供できる体制が必要です。

そのため、高齢者に関する総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核機関である各地区の地域包括支援センターの機能強化を図ります。

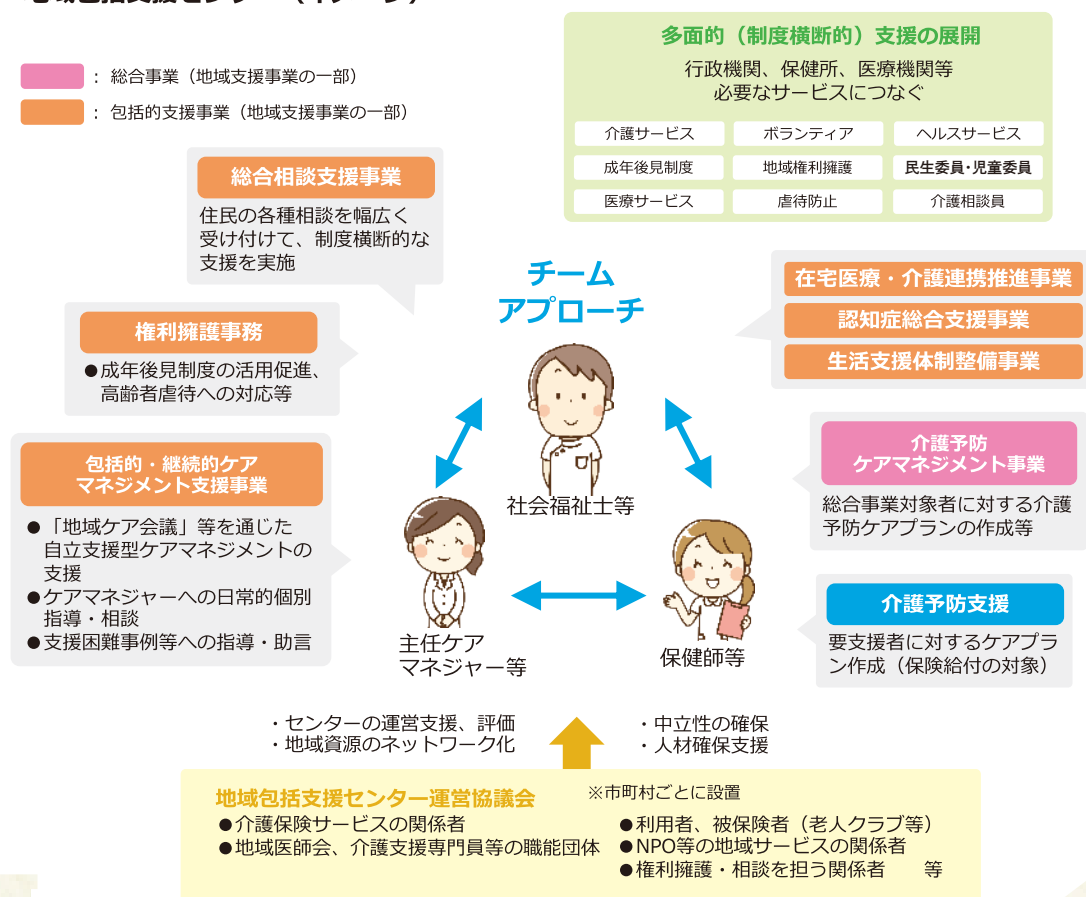
施策・事業

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務
- 地域包括支援センターの適切な運営

地域包括支援センター（イメージ）

： 総合事業（地域支援事業の一部）

： 包括的支援事業（地域支援事業の一部）



(2) 高齢者を支える地域の体制づくり

地域で高齢者を支える仕組みづくりを推進するためには、地域課題の把握と関係者間での情報共有・連携による支援体制の構築が必要です。

地域における関係団体や医療・保健・介護等の多職種連携を促進するため、会議や協議会等において情報共有や対応の検討を行うとともに、地域福祉活動の担い手の育成や家族介護者への支援にも取り組むことにより、高齢者を支える地域の体制づくりを進めます。

施策・事業

- 地域ケア会議の充実
- 地域包括ケアネットワークの強化
- 生活支援体制の整備
- 地域における見守り体制の充実

(3) 在宅医療・介護連携の推進

在宅介護の必要性は年々高まっているとともに、今後は医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ多様な状態の人が増加する可能性があるため、行政や地域の医療機関、介護従事者等との連携が一層必要となります。

高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごすため適切な介護・医療のサービスを選択できるよう、在宅医療・介護連携の強化と、在宅医療の充実と体制整備に努めます。

施策・事業

- 医療・介護連携に向けた取組
- 在宅医療・介護に関する普及啓発

(4) 高齢者の住環境の充実

高齢者が公共施設や歩道等をスムーズに利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化による施設整備を進める等、高齢者が安全で快適に生活できるやさしいまちづくりを推進します。

また、高齢者の状況に応じた適切な住まいやサービスの確保と、高齢者向けの住宅等に関する情報の提供に努めます。

施策・事業

- 福祉のまちづくりの推進
- 高齢者の住環境の整備
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム

基本目標 2 健康で生きがいのある暮らしの推進

高齢者が生き生きと人生を過ごせるように健康づくりと介護予防を推進するとともに、社会参加と生きがいづくりを支援します。

(1) 介護予防と健康づくりの推進

運動器機能の低下は、活動意欲を低下させ閉じこもりや寝たきりの原因となり、生活習慣病は様々な病気の要因になるとともに認知症有病リスクを高めます。また、口腔機能の低下は、栄養をとりにくくなったり、誤えん性肺炎を起こしやすくなったりする等、身体機能の衰えにつながりやすく、全身の健康に悪影響を及ぼします。

高齢になっても生き生きと暮らせる心身を保つために、介護予防・日常生活支援総合事業等による介護予防や自立支援に向けたリハビリテーション、健康づくり等について様々な施策を展開するとともに、保健事業と介護予防事業の一体的な実施について取組を強化します。

施策・事業

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 健康の維持・増進に向けた取組
- 保健事業と介護予防の一体的な取組
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した取組

(2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいづくりを推進します。また、高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして地域社会に参加・貢献できるよう、就労やボランティア等への機会の提供やきっかけづくりに積極的に取り組むとともに、老人クラブ等の高齢者の自主運営団体に対する活動支援を行います。

施策・事業

- 生涯学習の推進
- 就労機会の提供
- 交流の場の提供
- 老人クラブ活動への支援

(3) 高齢者福祉サービスの充実

本市では、様々な状態の高齢者のニーズに応じた高齢者福祉サービスを充実させるため、市独自の取組を行っており、今後もあらゆる高齢者の生活水準の向上と安全・安心に資する施策・事業の展開に努めます。

施策・事業

- 訪問理美容サービス
- 福祉電話等貸与事業
- 日常生活用具給付事業
- 「食」の自立支援事業
- ふれあいチーム派遣事業
- ひとり暮らし高齢者等訪問事業

～介護予防・日常生活支援総合事業について～

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）は、高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として実施しており、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に区分されます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、事業対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防に資する訪問介護と通所介護のサービスに加え、住民主体の支援等も含めて実施するサービスです。また、「一般介護予防事業」は、自治体の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を分け隔てることなく、効果的・効率的に介護予防を推進する観点から総合事業に位置づけられています。

区分	対象	内 容	
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2又は基本チェックリスト該当者等	訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援の提供
		① 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） ※本市で開始未定のサービス：訪問型サービスB（住民主体によるサービス）、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、訪問型サービスD（移動支援）	
		通所型サービス	機能訓練や集いの場等、日常生活の支援の提供
		① 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） ※本市で開始未定のサービス：通所型サービスB（住民主体によるサービス）、通所型サービスC（短期集中予防サービス）	
		介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供されるためのケアマネジメントの実施
一般介護予防事業	全ての高齢者	介護予防把握事業	情報を収集・把握し、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を介護予防活動へつなげる事業
		介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う事業
		● 地域包括支援センターと連携した普及啓発	
		地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業
		● ケアトランポリン教室や健康マージャン教室等の介護予防教室	
		一般介護予防事業評価事業	計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う事業
		● 介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会で実施	
		地域リハビリテーション活動支援事業	通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等の実施
		● 今後、実施を検討	

基本目標 3

認知症施策の推進と高齢者の安全・安心の確保

認知症施策（認知症予防と認知症ケア）を推進するとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護の推進、防災・防犯にも配慮した安全・安心なまちづくり等、高齢者が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

(1) 認知症高齢者への支援の充実

認知症は誰もがなりうることから、認知症に対する正しい理解が市全体に広がるよう、認知症施策推進大綱を踏まえ、様々な機会により普及・啓発を実施するとともに、認知症本人や家族の視点を重視し、認知症の人の権利や意思が尊重される環境づくりに努めます。

施策・事業

- 認知症への理解促進と相談の充実
- 認知症予防と早期発見・早期対応の推進
- 認知症高齢者やその家族に対する支援の充実

(2) 虐待防止と権利擁護の推進

高齢者の人権と意思を尊重するために、虐待防止と権利擁護を推進することが必要です。

高齢者虐待に対する関心を高め、虐待予防と早期発見・早期対応を図る体制の構築に努めるとともに、高齢や認知症等により判断能力が低下することに伴う権利侵害を未然に防ぎ、財産管理等の生活支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

施策・事業

- 虐待防止の推進
- 権利擁護の推進

(3) 感染症対策と防災・防犯体制の強化

いつ起こるとも知れない災害に対して「桜井市地域防災計画」に沿った体制づくりと、新型コロナウイルス感染症対策として「桜井市新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合する取組を推進し、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保するとともに、振り込め詐欺や押し売り等の犯罪被害防止に努めます。

施策・事業

- 災害時の支援体制の充実
- 防犯・交通安全対策の充実
- 感染症対策の推進

基本目標 4 介護保険サービスの充実

介護人材の確保や介護事業所との連携強化を図ることにより、要介護状態になっても、必要なサービスや支援を受けながら安心して地域で暮らし続けられる体制の維持・向上に努めるとともに、サービスが適切に利用できるよう情報提供・相談支援体制の充実に取り組みます。

(1) 介護保険サービスの充実と質の向上

介護を必要とする人が適切な介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの充実や情報提供を行います。

また、介護保険サービス提供事業者に対する指導・助言を行うとともに、利用者と事業者の橋渡しを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・フォローにより、全ての利用者に良質なサービスが公平に提供されるよう取り組みます。

さらに、全国的な課題である介護人材の確保・定着に向けた取組への支援により、本市における介護保険サービスの量と質の維持に努めます。

施策・事業

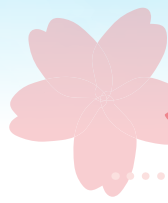
- 介護保険サービスの確保
- 介護保険制度や各種サービスの周知
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援
- 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進
- 介護保険サービス事業者への指導・助言
- 事業者情報の開示と評価の推進
- 共生型サービスへの取組

(2) 介護保険事業の適正な運営

今後、さらに高齢者が増加する中、持続可能な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護保険サービスの利用者が必要とする過不足のないサービスを介護保険サービス事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化に取り組みます。

施策・事業

- 介護給付適正化の推進
- 業務効率化の推進



介護保険事業の推進

1

介護サービス給付費見込額

単位：千円／年

サービス種類	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①居宅サービス							
訪問介護	404,289	414,298	422,218	418,751	459,184	458,765	449,159
訪問入浴介護	35,474	36,317	38,328	36,680	40,726	41,088	39,078
訪問看護	141,172	145,979	148,071	147,402	161,464	161,268	157,233
訪問リハビリテーション	20,699	21,200	21,689	21,640	23,565	23,516	22,882
居宅療養管理指導	39,420	40,333	41,081	40,790	44,753	44,839	43,839
通所介護	612,250	625,512	634,989	636,260	692,749	700,630	684,356
通所リハビリテーション	234,822	238,434	242,852	245,078	266,332	269,329	264,304
短期入所生活介護	290,064	297,655	300,403	300,059	327,822	331,251	324,592
短期入所療養介護（老健）	37,483	37,504	38,348	39,530	43,256	44,192	42,166
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	160,078	163,779	166,428	165,853	181,641	182,228	178,281
特定福祉用具購入費	6,761	6,761	6,761	6,761	7,477	7,477	7,181
住宅改修費	9,259	9,259	9,259	9,259	10,535	10,821	10,535
特定施設入居者生活介護	150,079	174,190	193,139	217,337	229,813	253,779	271,257
②地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	38,784	54,906	79,794	119,047	143,971	193,363	224,369
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	4,110	4,112	4,112	4,653	4,653	4,653	4,653
小規模多機能型居宅介護	201,107	210,746	223,726	242,384	255,364	262,967	269,071
認知症対応型共同生活介護	445,884	461,634	461,634	515,817	515,817	537,488	546,772
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	90,516	90,566	90,751	90,566	90,566	90,566	90,566
看護小規模多機能型居宅介護	32,020	40,986	55,591	81,674	81,674	81,674	81,674
地域密着型通所介護	236,989	239,990	245,734	245,374	268,913	272,075	266,679
③施設サービス							
介護老人福祉施設	1,030,322	1,059,403	1,086,636	1,149,394	1,220,320	1,337,810	1,349,073
介護老人保健施設	724,191	740,905	764,835	815,991	845,078	904,073	925,528
介護医療院	93,110	97,647	102,446	148,555	153,041	153,041	153,041
介護療養型医療施設	0	0	0				
④居宅介護支援	218,884	223,351	226,796	227,382	247,675	250,323	244,553
介護サービスの総給付費	5,257,767	5,435,467	5,605,621	5,926,237	6,316,389	6,617,216	6,650,842

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

2 介護予防サービス給付費見込額

単位：千円／年

サービス種類	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	399	400	400	400	400	400	400
介護予防訪問看護	23,232	23,691	24,138	24,584	26,629	26,629	25,030
介護予防訪問リハビリテーション	887	888	888	888	1,152	1,152	888
介護予防居宅療養管理指導	3,917	4,041	4,041	4,163	4,496	4,496	4,286
介護予防通所リハビリテーション	77,245	79,116	80,657	82,999	87,683	87,396	83,454
介護予防短期入所生活介護	6,448	6,452	6,452	6,452	7,156	7,156	7,156
介護予防短期入所療養介護（老健）	3,335	4,171	4,171	4,171	4,171	4,171	4,171
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	17,669	18,129	18,495	18,915	20,054	20,061	19,041
特定介護予防福祉用具購入費	1,574	1,905	1,905	1,905	1,905	1,905	1,905
介護予防住宅改修	10,904	10,904	10,904	11,910	11,910	11,910	11,910
介護予防特定施設入居者生活介護	21,293	23,120	24,936	30,382	32,198	35,829	36,515
②地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	321	321	321	321	482	482	321
介護予防小規模多機能型居宅介護	21,616	23,157	24,685	27,177	29,103	30,631	30,631
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,512	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514
③介護予防支援	24,892	25,505	26,050	26,703	28,228	28,228	26,810
介護予防サービスの総給付費	216,244	224,314	230,557	243,484	258,081	262,960	255,032

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

3 標準給付費見込額

単位：千円／年

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
1	介護サービス給付費	5,257,767	5,435,467	5,605,621	5,926,237	6,316,389	6,617,216	6,650,842
2	介護予防サービス給付費	216,244	224,314	230,557	243,484	258,081	262,960	255,032
3	総給付費（1＋2）	5,474,011	5,659,781	5,836,178	6,169,721	6,574,470	6,880,176	6,905,874
4	特定入所者介護サービス費等給付額	206,817	201,171	211,832	223,941	238,636	249,726	250,659
5	高額介護サービス費等給付額	150,210	156,914	165,544	175,005	186,486	195,158	195,887
6	高額医療合算介護サービス費等給付額	19,258	19,933	21,128	22,336	23,801	24,908	25,001
7	算定対象審査支払手数料	6,151	6,304	6,462	6,831	7,279	7,618	7,646
標準給付費（3～7の合計）		5,856,446	6,044,103	6,241,144	6,597,834	7,030,673	7,357,586	7,385,067

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

4 地域支援事業費見込額

単位：千円／年

	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業費	175,388	178,128	180,869	190,191	200,392	203,182	196,156
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	86,600	86,600	86,600	91,728	90,570	88,266	87,006
包括的支援事業（社会保障充実分）	15,912	15,834	15,834	15,823	15,823	15,823	15,823
地域支援事業費 計	277,900	280,562	283,303	297,741	306,785	307,271	298,984

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

5 第1号被保険者(65歳以上の人)で負担すべき経費

(単位：円)

		第8期計画			
		合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A	標準給付費見込額	18,141,693,626	5,856,446,163	6,044,102,981	6,241,144,482
B	地域支援事業費	841,765,051	277,899,819	280,562,351	283,302,881
C	介護予防・日常生活支援総合事業費	534,384,151	175,387,519	178,128,051	180,868,581
D	第1号被保険者負担分相当額	4,366,195,496	1,410,899,576	1,454,673,026	1,500,622,894
			$(A + B) \times 23\%$		
E	調整交付金相当額	933,803,889	301,591,684	311,111,552	321,100,653
			$(A + C) \times 5\%$		
F	調整交付金見込交付割合		5.54%	5.68%	5.70%
G	調整交付金見込額	1,053,642,000	334,164,000	353,423,000	366,055,000
			$(A + C) \times F$		
H	財政安定化基金拠出金見込額	0			
I	財政安定化基金償還金	0			
J	保険者機能強化推進交付金等交付見込額	45,000,000			
K	準備基金の残高（R2年度末の見込額）	476,120,071			
L	準備基金取崩額	199,000,000			
M	保険料収納必要額	4,002,357,385	$D + E - G + H + I - J - L$		
N	予定保険料収納率	99.00%			
O	予定保険料収納率を考慮した必要額	4,042,785,237	$M \div N$		

6 第1号被保険者の介護保険料

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額（令和3年度～令和5年度）

18,983,458,677 円

第1号被保険者負担割合 23%
× 0.23

第1号被保険者負担分相当額

4,366,195,496 円

調整交付金相当額 933,803,889 円
調整交付金見込額 △ 1,053,642,000 円
保険者機能強化推進交付金等交付見込額 △ 45,000,000 円
準備基金取崩額 △ 199,000,000 円

保険料収納必要額

4,002,357,385 円

予定保険料収納率 99.00%で補正
÷ 0.99

予定保険料収納率を考慮した必要額

4,042,785,237 円

所得段階別加入割合補正後被保険者数
（基準額の割合によって補正した令和3年度～令和5年度
までの被保険者数）
53,475 人
÷ 53,475 人

保険料基準年額 75,600 円

÷ 12 か月

保険料基準月額 6,300 円

7 所得段階別保険料

第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得段階については、国の標準段階である9段階を基本とします。本市では、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、国の標準段階（9段階）を弾力化して、13段階に設定しました。

なお、低所得層（第1段階・第2段階・第3段階）の負担軽減措置として、国・県・市の一般財源の投入による保険料の軽減が継続して行われる見込みです。

(単位：円)

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合 (実質負担割合*)	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	● 生活保護を受給している人、または、世帯全員が 市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.50	3,150	37,800
	● 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	(0.3)	1,890	22,680
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	4,725	56,700
		(0.5)	3,150	37,800
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.75	4,725	56,700
		(0.7)	4,410	52,920
第4段階	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民 税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	5,670	68,040
第5段階	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民 税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円超の人	【基準額】	6,300	75,600
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満の人	基準額×1.20	7,560	90,720
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	基準額×1.40	8,820	105,840
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	基準額×1.60	10,080	120,960
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上400万円未満の人	基準額×1.80	11,340	136,080
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の人	基準額×2.00	12,600	151,200
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600万円以上800万円未満の人	基準額×2.20	13,860	166,320
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.30	14,490	173,880
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000万円以上の人	基準額×2.40	15,120	181,440

*実質負担割合は公費による負担軽減をした場合の割合です。

発 行：桜井市

編 集：桜井市福祉保険部高齢福祉課

住 所：〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿432-1

T E L：0744-42-9111 (代)

発行年月：令和3年3月